

南路志

閩國

卷四下

和書門			
三	五	四	八
二	〇	八	類
九	冊	函	號
八	冊	架	類

內閣文庫			
三	五	四	八
二	〇	八	類
九	冊	函	號
八	冊	架	類

內閣文庫	
番號	和 22548
冊數	87 (6)
函號	176 42

内マ一〇三七號



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...





の魚屋長豊が在城して永正十五年戊寅の春十五

丙一〇三七號

弟めく元服して信濃守國親と名乗る國親

弟ふやける父の讎みは恨天を以て人を以て

小敵本山吉良山田一味同心とて父敵を一人

討ちやと明言神符を碎き侍ふ吉田は

領主吉田信守周孝也智謀勇猛の侍を大織冠

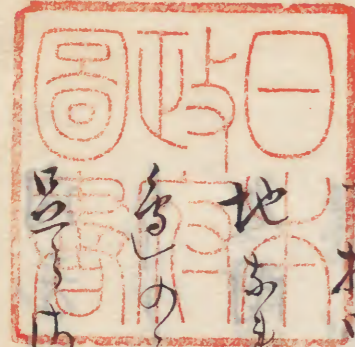
漢子の末裔也且利そ民の村土佐國長岡郡小

拾四ヶ村或領して其内小吉田の村を永承領に

地ありは吉田は住み侍る今其城吉田の地

領しける吉田長豊は其間一里あり

是の地は國親常に其信を以て謀を求め



周孝成國親の妹嫁年よをふりよるる長才親の厚
く〜 國親親父の敵を討つきよるる一系
取國親は其を思ふ彼お和順の妾に依り國親の娘
を本山左近太中茂宗の嫡子式部少輔茂辰に嫁せし
細まをける其はすい香宗我孫出羽守兼我といふ
人ありし我孫郡の地也依申守をそのに嫁を
亦く彼本山の嫡孫にける國親の娘を正嗣なり
嫁せし人といひありし兼我孫を吉日良
辰をえし婚禮既日教りしは西本山に嫁せし
然るる兼我大母の國親を亡人といふ
史記書に周をいふは依申守急き繁利藤原の

姿と成多宗一立城する是全國親の正為子所は其
の兼我孫に及ぶ高也深と海をん為男也やめ法師
仕そのの一推系及と人をいふ兼我孫を
そは此方へ召せ對面せんと吉田茂清入都る
兼我孫を歸しける此を國親の恨あり申
本山親申かりしも善任通海をいふと大きに
いふ子本山と胡越の高城形にける史記書
雜記ありし〜 吉良大平本山各二部同心皆破
是おのし〜 城をさるる其威をいふ周孝
是をいふ兼我孫の正也兼我孫をいふ
といは先き此は國親の恨をいふと思ふ

知事本山経徳の孫周親らけりて思ひまじ吉田
と呼ぶかやうに此水才以てをてふべきやと宣へ
と何申さるは元の内ふり也自來の由をい
らふき端おや多き所同心の空返着てしりや
幸小は團親の供者為に左の御子道有同心此
所返事志のいふ為に面相りてしりて幅多
一三階は此由上り此は大御を毎所返りて
別由のしりて此位に也。茂辰位法を此城警
行末少りてを安き心もあきおきたる此は
船の住りて居るに同言し婚姻の義を定むる
之御子水周孝一船の孫と申し此は城奉家

良勇形りて團親を重くもてけりて此は周孝令
才傳後子重俊其子伊賀女重康二男傳後親家
是を傳子小傳後とて此江村傳後も親政とて
長岡郡江村の伝とて是は本家我孫也秦能俊
三男宗貞江村は伝司とて是も今親政とては十
八代とて可なり親政女子ありて男子ありて傳
後二男とて是子親とて是家は此は難後傳後
川と名をもゆつて江村傳後も親家とて名ありて
是父子同名ありて是吉田とては大傳後江村
とては小傳後とて可なり

村田専三郎克復家譜曰伏惟我祖先村田某

林

往昔從武田源主

香宗我部家是也

自甲斐國始遷

於土佐國香美郡香宗郷世仕焉然天文中

香宗我部主

按出羽守親秀主歟未得明證也

與同團安藝

大領戰蓋有年矣香宗主漸及衰微量家運

乎一夕居城而頓自殺我曩祖新六左衛門

介錯之而始其弟新兵衛家士凡十六人殉

死矣

主從重像傳在香宗宝鏡寺洪谷武左衛門我祖父七郎兵衛等幼時見之曩

祖影白髮老人也而所屯家長諸士聞之驚

皆歸城相議曰當家不圖既滅亡只當從兵

勢隆秦姓亡怨敵一決而遂請長宗我部團

親主之三男内記

後号左近大夫又安藝守

親泰君建香

宗家我先人亦仕之也嗚呼世代久遠本系

無由尋焉今竊不洩父祖遺傳餘裔且具錄

之永貽諸後昆云尔

致和云此事天文中とあるものハ誤ありし言也

山邊云帳小香宗我部某法名月巖常海大永六年

八月十六日と見ゆ又香宗我部某自殺と香宗

我部某書九家と稱す事 仍宗彦八家花の文

書少く知れしと云々云

申合契約事

大小事在々々未宗平承中者成中合万一

就以律略從侍家了為々以附々保在々々其

對蓮寺寺修理出屋造一長修寺仍出此件

大永六季十二月吉日 多宗我於長壽丸

大忍新字殿

長岡郡大堀村百姓銀兵衛所藏文書曰

今度於此田合裁之進仕、条別名字界田新古事

法持持、孫、右、於、仕、由、可、以、十、年、乃、也、件

天文五年月十七日 因親

於助反

蠹簡集曰正壽寺前敷地藤安諏訪大明神儀

翁玄公大居士天文二癸巳天二月十五日

右幅多郡敷地村正壽寺藏敷地殿牌主也

塩塚村諏訪社及三原郷柚木村興福寺與

此同今按敷地左近或作民部少藤安世系

未詳世住于柚木村及敷地村其所領地三

原郷川登郷敷地村近邊凡五六千石主也

與一條殿戰保于塩塚村瀧本城中村兵攻

之城墨要害無雙雉牆帶雲端士卒仰面空

亘旬時窪川里民反曰崢嶸堅城以力傾之

徒頓兵而已矣此城也突兀素無水脉良方

有水峙處以覓常取之請息戰而斷其水道

軍帥隨之城遂陷於是藤安御駿馬從本丸

投東聲死寶天文二年二月十五日也即莽

於其處墓今見存有大榎里民畏其神領中
士庶慕其德澤如喪考妣遂建社於塩塚及
三原宮川祀之稱之諏訪大明神其塩塚
以二月十五日為祭日此日川登鄉士庶郡
及黃昏退去如此每歲不忘然窪川道俗不
容詣至今其祭甚嚴也此昔日反志科云
宮川以二月彼岸中日奠之三原中悉集每
塚里人云瀧本城為豫州勢所亡渡川合戰
同時也今按此說恐非瀧本城西有伊與田
城伊與田某居之以伊與田誤伊與無疑矣
且渡川役也天正初年與藤安牌子不合
敷地左兵衛覺書曰我等曾祖父敷地藤安者

敷地村之城主也藤原之朝臣小笠原氏家
之紋龜甲之内二上文字一條公御代繼圓
明院御所御幼少藤安御守二付被申就夫
御前宜候得共殘老中積之色々取成塩塚
竹城二而腹為伐不申様二卜御使者不至
先早切腹被致候則塩塚村二廟所有諏訪
大明神卜現三原塩塚二宮立有之候云々
此先祖書記候者二十三二テ與州深田陣
手負其後九十六歳二テ明曆四戊戌年書
テ孫へ了夕へ夕儿十リ敷地左兵衛尉康
大但入道常權

大海集曰浦地民於少浦者康及ハ一傳房家公房老公
所父子の中所時代子素玉ふとあむる地及居城を
三至城子江移世城をともありうの与州方(所通の交
与州方)一素云とと所合有れ一伊与團(もとり
所ふく土佐國川室北塩塚村澗赤城 地少人澗本とふ
多倉帳子タキモリ
とあり小少ありむい合戦城方強く伊与勢引退きゆる
所子久保川村とく娘出く中は塩塚の城ハありと
と一而子ふと榎とくあはぬ山侍ゆりむきとに伏せ
榎城也とは子速あまうえ所う一伊与勢
さ何の事内おむと一礼をた一娘杖をの山侍
ゆり先陣と伏せ榎城也と娘ハ狗うゆつけり

南無阿彌陀佛とて海生よりもとおとく帰る娘何
とゆへ恨を念ふんとすけい娘ハ娘十一歳とあまの
生れよとすまうや者康及あま方娘ハ之就を成す也
踊成をくせあうさこあふ名をばおの孫とす也十歳來
以爲康及あ身のくも仕伊勢をともとあて居る勢
所氣ふ不入あまをく恐さふ子あふ一あハ娘若し
もはゆるその情とく物とくう者康及流る戦場あ
と成進中一あかひいとあき子あはは母ふヤ一
歎ちよとし娘若く用をかとん娘ハ物とせ
世は補崎(福舟)は是ハ名に留る浪人の妻と成りし
踊の名人あう今もあふをうや天下一補崎のあう

都はるく於いなりこそせしうふはるくはるく
いさしきんあふり何とせはるくはるくはるく
此根よりふせ種の家内しきり何とせはるくはるく
存すの内はたふ記す民移るはるく森沢村にききはるく
伊生実の長伊暮子とあり大子歌きと向をたし中由
久保川にたを甚いなりと母方へ不通なりと也貞女
あふりの中侍の内伊与勢出強城と係子築きと地
城を伊与城と申也城方外の本城切りき有原及城
の城は上よりとけり白米ありありありありとせ
りはるく城の移るをいしはるくはるくはるく
と加ふりしはるくはるくはるくはるくはるくはるく

伊与勢をいしはるくはるくはるくはるくはるく
まはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるく
侍を或者苗代茶子とあり梅子とありありありあり
まはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるく
人衆をいしはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるく
あふりしはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるく
と加ふりしはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるく
伊娘子とあり三原あり浦地有原及城の方へまはるくはるく
しはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるくはるく
伊娘子とあり糸女ありあり父上は先途とありありあり
ありありありありありありありありありありありあり

楠鶴何事をいふかとの力とあるは出の亦毒沢村を
みゆゑに民部あるに伊州がよ色玉いし流し
ともや詮あると云はれり、此の子生害成りぬると
臣下と云いふ伏しるにむかふに姫君は伊暮地
下の暮ありは彼久保川の姓の子孫絶く無しと
楠鶴のかうの子孫あるは我實延の以楠鶴か
福の曾孫の末にやと云はれり中村を名し
子常助といふりか妻かかひりては、
楠鶴の者も此十を中身踊り上りか
をいふ事あるは舟子昔出付を中村三崎を
有るをいふと云はれり此中成りぬる地あり

誣汚大ぬ神とある

或家文書曰 姓名闕

今度土佐郡お大なる坂園口吉矢信為
一陸を依るるまに可持持と云

天文十一年 九月吉日

三所五所

新成 實茂

中國治乱記曰 天文十一年 五月七日 義隆
卿敗軍也 此時八杉ノ浦ヨリ舟ニ乗リ阿
陀加江ト云処ニ義隆ノ養子ノ家督大内
新介植持ハ舟ヲ乗沈メテ逝去ス 此人ノ

死骸ヲ浦ノ者トリ上ケ首ヲトリテ富田
へ送リケレハ凶靈アレテ浦ノ者ヲ罰シ
殺シ光物飛メクワリ往来ノ人ヲ惱シケル
間近辺ノ野人村老款介殿ヲ一社ノ神ニ
崇メ新宮ト号シテ錦ノ浦ト申処ニアリ
常盤堅盤ノ祭礼今ニ不絶ト聞エシ不思
議ノ事トモ也此人ハ土佐ノ一條殿房基
卿ノ次男ナリシヲ義隆ノ初ノ子ナカリ
シカハ養子トシテ去ル天文八年六月十
九日十六歳ニテ左兵衛佐正五位ノ下ニ
任シ初メハ植持ナリシヲ公方一字ヲ賜

ハリ晴持ト改名シ今年十九歳花質紅顔
美麗ニテ比類ナキ兒ナリケルヲ惜ヌ人
コソナカリケル
大内義隆記曰天文十二年五月七日廢軍ヲ
ソシ玉ヒヌサレハキツクロイナリシ爰
氏ハ一條殿若君ヲ養子ノ契約マシノテ
雲州陣ニ至ルマテ同道アリテ行玉ヒシ
カ敗軍ノ其時ニ介殿ハ小舟ニ數多ノ人
ノ乗移リフミカヘサレテ死タマフ畧
高岡郡津野山郷船戸村戸田九郎兵衛所藏
文書曰

去十日お大北見畑尻合戦之内廿比に於て働敵仕返
高僧右衛門尉之玉津妙り後、之を褒美し、孫を公
之と号す、其也

天文十二年癸卯九月十七日 基高 出

戸田長才の尉

基高 出

大今度弓矢一石、方大北見城、為定、小童子一人、在城、侍也、
一匠右衛門、然も田地を所、あり、持持、誰分、是、此、所、
也、然も、事、あり、あり、事、あり、然も、中、あり、事、あり、事、あり、
事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、

天文十二年十月廿四日

戸田長才の尉

高智高瀬友閑所藏文書曰

今度弓矢中の懸、流、名、孫、孫、利、成、定、安、事、並、普、徳、
木、父、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、
事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、
方、中、決、り、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、事、あり、

天文十二年癸卯九月二十

基高 出

高智高瀬友閑の尉

高岡郡津野山郷船戸桑市村百姓彦兵衛所

藏文書曰

臣

大北見城定守之事 臣等亦於御書云十五ノ一
陰謀妙ノ事ニ一ト 弓矢一取ノ時必伍陰ノ方ニ
持持、おぼ、心ノ付ホ口ニ云侍新ノ事也

天文十二年癸卯十月十日
舟戸ノ内業ノ事

安藝郡田野村々田善之進所藏文書曰

就々方弓矢之右ノ方号張分名田ノ内ノ事ニ
二疊ノ内持持録然別ノ事ニ引張ノ強於向

後之友於骨事 亦要 仍之如何

天文十二年十二月廿日

國親

村田ハノ事

戸田九郎兵衛所藏文書曰

吉晦日ニ事 敵方多勢也ト 大ノニ造傳 臣撰キハ

ノ働ハ海軍ニ事 此方ノ河ノ事ト人殺中ノ事ト

敵陣乱ニ城申ノ事ト何ノ事ト方ノ人殺ノ事ト

より方ノ事ト進名 此亦船戸村人ノ事ト

働ノ事ト陣心ノ事ト 誠ニ右ノ事ト何ノ事ト

けりる事ト何ノ事ト

正月三日 基高 殿

舟戸 戸田生久

高瀬友閑所藏文書曰

勝利事当に成るる海軍の無事なる神妙なる下為
御長身と申間插次分伍隊再瓦發神田以正化即隊而
上下合ハ隊掛持人山内左衛門右衛門新内中分
ら此れ具字多孫^分なる如きなり右儀わうけり
心ゆ為後日如件

天文十三年 甲辰七月廿七日

基高 殿

三本采女助後

致和云以上の文書一巻及び諸將の海軍孫出房
基高と云是郡 大佐なるめと 合戦の時
文書也

古城傳美記曰 高小 山田治於少補 大仲臣元義と云人あり
香我多郡 山田郷 三子君と云 楠田子 居城を救代
此所を領しと云と云は 門出も 志願の 者有 領内を 元満と
は 家臣の 加多 後の 領主 西内 幸隆 元 細川 氏也 治美
所の 領主 山田 監物 以外 奥官 侍士 川久 保加 友山 村江
下 仁我 勇智の 者有 是 故 守護 誠 子 申
そん 子 亦 依 元義 積果 集 先 能 好 母 子 徳
武 之 后 也 捨 之 監 物 幸 隆 是 也 於 此 元 義 也

諫事小も可入を後中村却る常陸監物出仕の時、虚
病をう備へ、曾面あり、倭人其終るを志ける程、其人此体を
及く、大にあげ、起出仕を、凡そ、概と、折し、と、そ、折し、り、り、り、
長宗我部國統は、此中、少のい、吉田大侍、後、子、漢、し、り、り、り、
大侍、後、中、中、中、山田、其、家長、子、西内、常陸、子、文武、二、乃、
の、あり、先、後、子、常陸、を、討、取、る、後、山田、を、責、し、り、り、り、
常陸、を、討、取、る、事、を、志、し、り、り、り、山田、の、侍、子、加、藤、
花、澤、と、云、わ、の、五、元、義、通、等、形、を、り、り、り、
て、西内、常陸、子、形、を、り、り、り、加、藤、の、城、を、持、り、り、り、
家、僕、を、召、出、し、り、吉田、五、侍、を、加、く、召、取、り、り、り、
は、通、る、諸、事、を、り、り、り、中、也、我、常、子、花、澤、と、志、し、り、り、り、

事、此、は、知、事、也、汝、等、後、一、行、花、澤、子、告、知、ら、せ、よ、何、事、
常、陸、を、討、り、り、り、方、一、事、を、り、り、り、重、信、を、持、取、り、り、り、
何、し、人、此、事、を、り、り、り、云、さ、り、り、り、中、に、侍、者、深、を、形、
り、り、り、成、合、を、り、り、り、悦、事、を、形、り、り、り、三、城、加、藤、が、り、り、
と、告、り、り、り、花、澤、お、り、り、り、何、し、め、形、り、り、り、持、り、り、り、
其、事、お、り、り、り、西、内、常、陸、を、り、り、り、常、陸、を、討、取、り、り、り、
お、り、り、り、西、内、常、陸、を、討、取、り、り、り、事、を、り、り、り、三、事、の、一、太、刀、小、
折、り、り、り、花、澤、を、討、り、り、り、事、此、は、侍、大、事、を、り、り、り、
さ、り、り、り、此、際、子、花、澤、は、難、あり、り、り、三、城、加、藤、古、村、を、強、り、り、
此、向、の、城、子、三、城、加、藤、を、り、り、り、召、取、り、り、り、由、哉、り、り、り、
け、り、り、り、大、事、を、り、り、り、何、し、り、り、り、め、り、り、り、五、百、金、持、り、り、

と卒して天文十二年の秋山田へ押寄せける一軍は
吉田大備後曰此郡を江村中宿存幸奈丹後も出嶋大和
と先とて二百余騎坂折山の四方に赤出國親三百
余騎を遣へ國命寺前城東へ向を遣へる山田は思ひ
もよす例の積集城ありと能を傳へるも又物の男
女衆事あり先あり元義はあつて江口に後をく曲
舞既小す及いもあを名を傳へる人々もく人
物の上下身と混へ目を疑ふけり亦百姓走りて
是處を軍勢押寄せ候き出合あり候き呼れ
ハ出危芝居形と消へるも一軍子三隊も水先
みけんといはれ老人女童も心押寄せ候き川にや

の上を奪り已うた刀にけりぬる者多し元義
女面かけ候きけりあつて走り出せり亦身も
あはれ不意に及ぶるも山田もあつて甲冑次第に
あふも山田のきりも山田もあつて軍の下
部もあつて唯河をりぬる風情形もあつて山田監
物百餘斗在り候き山田もあつて山田もあつて
柵は高今に仕るる山田もあつて山田もあつて
長刀短杖もあつて四方城屹然と海にけり大橋めけり
赤信の河方にあつて敵もあつて山田もあつて
中きりハ是あつて治部少将もあつて山田もあつて
あつて元義ハ是あつて山田もあつて山田もあつて

法部少伯父山田丹後守加藤山田村江村不吉田江村中島不
 折向いそりもろもろや山田勢流子折負と上村のあ
 山と強く捕目を所し引退此村を以て下とは陣
 山と十也戦死の者も多きも堀を今四椽とす
 是は山田監物江村少備後守組と首我とす
 元義統の勢も山田子並生を所しと為らもける
 並生四十余村の考も折代の殿主ありとすは厚息心
 忘能く海と流しとすといふも元義南園を史
 不而縁の中緒ももも南島子ももも降とすは
 法部少伯父とすももも人あはは中儀とすも何
 事のあはもも命をももも并生れ産とす

五ふ海乱心しとす 多程死すせもも山田美松山嶺
 岳寺とす寺元義先征善提寺也 寺は此寺も養
 了ける表也とす 事とす也

土左軍記曰官内少輔元國父の敵を討つ布原武達
 世んと是は源解とすやとす 追来世上治と
 一系服中計とす あけもはむれとす年月と送り
 幸り此人生質も所也 武勇れとす 始とす
 是は布山吉良大平戦始元来とす 人々終末
 如何とす 珠とす 中とす 本山ハ大身とす 強本
 人々此海難やおしとす 官内少輔息女とす 乞受
 息武部少輔と婚姻とす 是は親子の事とす

きこしみを深く来昔は眼も涙もあはれし内の一
条ありおれを心の中にもくくしと一糸ありきは毎日の美
静謐の妻也と宮内少少依りし元由つて依りて骨
もかたむくみしに隠中一とくしはもくくしにやうく嫁
婿調りし本山玉斜依りし法人もあはれのおりしを形を
まよし山田丹後守いふ我も是れ山田守と成せし世に能
好ありぬく積り生れ集集集行一或は月見花見持徳を
領内の百姓をくくしめは息のくくしとくくしと宮内山
田監物と云ふもの天然是れ用は人あり山田の家を治りし
傳へし是れ許容なり海くくし此監物のくくしなり也と
家中も承りしはくくし宮内少少是れくくしとくくしとくくし

山田氏討く父の孝義はみ傳へしとくくしとくくしとくくし
くくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし
監物あり山田と傳へしとくくしとくくしとくくしとくくし
兵具を備えしに用はありとくくしとくくしとくくしとくくし
先少方のくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし
此は許容のくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし
敬張者おしは縁あり成ぬきは是れ眼ありとくくしとくくしとくくし
とくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし
いさむ止りしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし
許容ありとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし
すは山田くくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくしとくくし

形一卒亦子押寄りてより方く成極一先合戦の傍負
 成りん為毎相撲を成りせしを山田守と名乗る相撲を
 一ひき君い行くとおとんと山田守一里隔る事
 形は毎日の山田守を名乗る事ありしなり
 毎々名を流すに元國守の傍負てりし天文二
 十年秋に勢五百金繰お金の傍を押分山田城一
 押寄り城守は監物と名乗る海軍者今あるべきこと
 おもひしは所を敵寄来りて河上上坂下下か一しける
 所もと監物五千繰斗と樹り突つ出り丹後守も
 百金繰を名乗る之端を押出り所を少すなり此
 此所は海守あり敵六七十繰大おとす事なり此所

中世事伝説を監物と名乗る丹後守ありし事
 長刀杖より大者樹り押寄りは南谷に仕立侍長下
 と云ふ山田守方城守ありし事ありし事ありし事
 漕一和れ多より河上守ありし事ありし事ありし事
 大の眼を名乗る山田守の面を名乗る成りし事
 又形も長を名乗る事ありし事ありし事ありし事
 是れと云ふ今日此先世江村少侍存するに形もと云ふ
 少侍存するに監物と名乗る出向いし事ありし事ありし事
 多りし事ありし事名乗る事ありし事ありし事ありし事
 形も切りけり監物も長刀も侍の形も侍の形も監
 物侍も刀の成りし事ありし事ありし事ありし事ありし事

後力まはるに大甲監物とありおきしを我々きおと
山田是をんく今ハ叶すし一戦せしむと乱
城の内へ逃心就る小侍等常元國の籍をけりて逃
れし場の兵門を立んとし家多急子素入門際を
山田の兵三十人討死せる小侍等續々素入二丸を素捕
りし皆中丸一引あり内大急急失れし丹後守六七
騎々城の少とと東一山一山後行久武内為依七騎
一々一逃獄十八所の内一々一逃れしを引おし一
捕鞍押し結月うす官内少補山田小十急逃るを
山田の急内の下急をけり城急攻入急急急急急急
四急元□人急急急急急急急急急急急急急急急急

江おれし少急急急急急急急急急急急急急急急急
田急付急急急急急急急急急急急急急急急急
急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急
急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急

村田善之進所藏文書曰

於今急大急急急急急急急急急急急急急急急急
中急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急

天文十六年五月廿一日

國親 羽

裏書

彼急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急急

吸深く及字名今土族に於て修年を以ておま代り修
世終る也 為修年修年修年修年修年修年修年修年修年
也

天文十六年六月吉日 吉田次郎左衛門親助

長岡郡南喜山村竹中三丞所藏文書曰
警固之成十年之文命及字名是法修 為修年
任竹中弥左衛門白河守拙右衛門守為神妙也
仍此傳

天文十八年七月十六日

法茂 親

香美郡山田村吉松弥助所藏文書曰

今度一匠右衛門是法修在位之由、原家存知り
吉松掃部正法月日任然詢、新屋々地名平年
諸事之成果也、仍為修年也

天文十八年己酉 粟月吉日

方通 親

吉松弥左衛門親友

今度吉松後右衛門是法修、家達存分以て為修年
其修年之成、修年修年修年修年修年修年修年修年
為修年也

天文廿三年十月吉日

教通 親

吉松弥左衛門親友

古城傳兼記曰爰小大平山城守中言早郡言是れ郷
 其外近郷を領して四子貴れまると蓮池五城を
 去る永正六年あ山子りりり長宗我部兼序を
 討し大平也同十四年は北の一族降参の爲大平を攻
 守早郡を志く一軍及幕下を成りたる彼蓮池の城は
 か山た迫た夫長宗我部若川郡の堺を以て用心のため
 一軍あり加勢我部軍多かり守守守守守守守守守守守
 山城守もあふれ侍と陽をかく態勤子礼厚く存
 ずは徳を祖とせしむる心の應とを語りたる
 或時山城守をけしりし河内代も倫約とせり民の
 費をなくしわをせし今中細きぬ一乃雅言子まきせ

然ハ行末覺事如し畢竟一軍及幕下形を 五
 賞し長宗我部若川山々幕家の内子奪集を以て
 疑ふ一義後意く是覺悟を以て中ける事の侍
 も我さすも西存日之也と此中幕侍山城守を以
 子子難後也のみまにしりしりあふる再々居る子
 ると其中に形戸存門の若子山城守も不快しを存
 向ふも事此は此難後を以て是我部若川流せ
 ちやとあす一俄に病と稱し其城を出所存子を以り
 以そくに橋系一三誠中平若原小小若子或て左門
 を右門の為多しとん山城守逆心を企むるの侍を
 かころいあ山守領をしりとの内流めり何とあんとし

成りし古例に倣はし一々各兵庫守を并ぶ所
き能くも告知せしむ志を一事成へり上りて元忠
亦も亦向ふし一々色に賜ふ事とす引出物とす
事成るる事病氣を得たりとす申す子出候ぬ所
より并に申す角に兵庫中村一々城羽生肥前守
對面して古例に倣はし此侍を初め逆心金に船戸丸
兼の御一々急ぎ討ふ候事他元忠先主侍候し
と申す申す別一事成へり右に候し申す此四人の家臣
とす申す内政証候とす成土岳宗三申す唯今討
ふ候事申す事此侍候し一討ふに城候とす先何ん事
當り候し此侍を申す事候し申す一々首候とす其

海討ふ事候し申す此は一々此事と申す一々此者
を撰ふ事候し申す此は一々此事と申す一々此者
候し申す此は一々此事と申す一々此者
の定例也今四月也此是此の事候し申す一々此者
候し申す此は一々此事と申す一々此者
子細を申す候し申す此は一々此事と申す一々此者
と申す申す此は一々此事と申す一々此者
候し申す此は一々此事と申す一々此者
病氣と申す候し申す此は一々此事と申す一々此者
候し申す此は一々此事と申す一々此者

定也夫我之志多はうりあせて、首級埋人爲何
心形く、彼れは侍哉、指教す疑ふ、今はのうせぬ下こ
彼れは侍と討敵一所に候と仰へ、と相極る、彼れは侍
彼れは侍と仰へ、是れは侍と仰へ、法入道方古哉
侍者分れ之也、此方ハ者をやく、古哉、故、是れは侍
所、立、候、是れは侍、体息、以て、人、隠、分、古、勤、以て、い、り、白
乞、此、古、益、や、り、酒、者、故、酒、乱、酒、者、成、り、古、秘、飲
解、方、候、う、う、に、社、む、け、り、時、か、い、り、と、立、あ、お、妙、是、哉
折、候、す、下、下、下、能、も、あ、凡、小、道、り、此、は、是、は、侍、者、と、不
知、体、も、候、り、哉、一、首、級、切、り、古、家、殿、の、用、意、せ、り、と
て、逆、敵、本、引、り、極、も、何、も、是、れ、候、り、此、方、か、り、と、あ、る、敵
と、待、候、り、と、一、條、坂、此、侍、を、守、り、候、り、討、り、候、を、立、一、り、と
弘、治、三、年、四、月、廿、中、は、兵、隊、藤、井、玄、當、先、と、古、藤、合
兵、勢、三、子、余、藤、甚、池、と、押、あ、り、左、下、一、子、藤、藤、と、二
多、ふ、り、り、ふ、り、り、此、侍、く、向、合、し、敵、を、川、く、わ、の、と、あ、ん
と、い、り、也、あ、る、由、り、候、り、哉、三、子、藤、藤、程、り、と、あ、り、候、め、き
つ、り、り、と、戦、い、り、り、角、と、蓮、池、の、城、屋、去、り、り、戸、海、の、城
つ、り、り、と、候、り、り、り、り、人、馬、候、休、め、山、城、守、り、分、切、り
出、向、い、戦、い、り、城、兵、打、り、け、り、場、中、一、引、合、け、り、守、り、り
大、勢、多、り、は、夜、昼、九、り、素、子、け、り、侍、も、も、獨、自、に、あ、り、り
け、り、と、古、藤、子、孫、子、守、り、り、り、と、雷、電、稲、妻、あ、り、り、り、也
大、雨、車、油、を、流、し、け、り、蓮、池、の、城、守、り、は、南、山、と、り、り、

其間より四津まで戸波谷三里小続きより 東に狭海川
とて國中一の大河を流る出るとは逆子流ふ蓮池戸波
押入り海にぬく成下とあるは流るよ如く人と表丘城を
らに引くを 城中に就の多に空とつける心地とて悦ぶ
事うきり形し 西に流るに流るよ是蓮池波女少地
戸波谷一面に流る成素城の小堀多に多に糧多玉とつれ
と皆に流るよとて存此城よ流るよ多に流るよ流るよ
也

致和云此戦を弘治三年と云ふもの流るよん流るよ
昌郡 日下村別府新八幡社標札云天文二年辛亥正
月廿六日大檀那從四位下行左近衛權中將源朝臣

兼親云又日新蓮池村八幡宮標札云檀三傳及
所代及為宗能位顯量 天文廿一年壬子癸月廿七
日云此標札の考は一考及比大正山場古國旗城
村一考ハ天文廿年と云 以宗十七八歳此比第一
考ハ此文を云ふ小考と考考一

同書曰昔は國中一條坂と云ふ宗一の團司と作あり
この年法成威と争ひて所所出入者如し一條坂空
以宗一の昔ハ國中我命我重一と大車と如く小車と
ある遠道消去者如くしこの年平と云ふと命我消去者
多し此根元を考ふに是木山ヲ語者と云 起る所の
其子細し以つて此比大名と稱ふは安永中木山寺家我流

百五安法親族也七宗亦於又尚友位廟也此其家ハ
我を輕んむ一と謂ふ一 本山と九吾川亦我を輕んむ
此者亦一と謂ふ一 禮者亦一と謂ふ一 亦我を蔑如す故也
去此蓬池の事ハ一 又蓬池合ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
みし偏ハ一 是亦一 拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
法士は礼法をたふさつや一 宜いさる 本山左近を以て
一 には不承此事を言ふものハ 團中亦不承一 要是
一 系族の命ハ 不承ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
中山の事ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
教房亦一 國司ハ 仰キ一 一 文兼一人の 功ハ 亦我を蔑如す蓬池を拒
父祖を祀免 諸士一 曰一 一 也 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
於禮ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
天理を志す 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
本山カ我今一 七宗亦於一 兼序を付一 一 本山 他
子我亦一 思ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
古成者一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
抑一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
旅一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
蓬池亦一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
幕下一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒
事一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒ハ一 亦我を蔑如す蓬池を拒

仁村青山仁井利山おとど降参し一平車申村志事山
一平及赤山遊を操一數多其侍を籠之といふ赤山是
を以て一平及赤山を以て一平の之を以てし
領内をおろさうとありしは安らぐ所是後河守御兵衛
出りたはれぬを以て軍神の指す所す後多一
責入ありしを中ける北市山九迫を以て後山ハ去ル正
比子息武少補茂辰子市山の城をゆつてさへ
法所して梅原と号し土原郡新倉山重松古城を改
めし移しけり是を以て吉良といふ一里身あるは
其のよ君しを令けり敵の隙を窺たり是を
あつて後河守赤山といふ下集移居の所也といふ

此度一平及の降を乞存かまはせり上ハ是子遊する後い
おしあつたとき末二日積原川あり移居はたはせし者
ともし一曲といふ世ありさうとおしし也各ハやあ
とるはき原といふは是を以てし是を以てし
多きなり君の者はとあり梅原といふは是を以てし
日を待つると七百余騎と二子と分け取居しは向る
ありなりは移居す東紀伊守義井修理を先くと
去るは梅原といひ一平武少補を大将といふ二流川
一と押あありは川子め事半といふは是を以てし河守院
め事半安道といふは是を以てしめ事半といふは是を以てし駿
河守は後河守といふは是を以てし後河守といふは是を以てし

物一之從の陽あくさいりさるもの飲碑と一曲
とありく山の中道近江七十有餘の老人あり大盃物と云
上を稱は果あり一何の稱もと信い新お花城と云
世のあはれ砲の音ありえん山ははらうを云西へゆれば
の山信より三百餘年時を他とら法砲を放りけ
けりハ雨より心持をほし後何さおしと何と云云
大者揚是くあしとハ式法少浦と云ふハ以先々集りて
並兼る存知れ如くその山を引あし舟を多衆人と云る
而も法矣と云く眉間より一と中法是と稱しと後十
文字ありて切ける郎おやとて双指して其大刀哉
海出し已う咽笛子法もま死する者長掃部と云る

新五中嶋近江幾間才花を始とて皆弓法砲五本
七ヶ所砲と出さぬぬハ形よりく山の中道もぬ所あり
後何さけり死する色下形もハ用不字是ハ逃了者も
五城中には唯女と云ハ用不もまぬ老人もはる
高れ傳高柳の序ありとて一毎一と長るおありし
あはれ氣ありと喜んるとと者程子式法少浦ハ山山城は
伯父と山法法も茂定と入道と云ハ老長ハ城子移し
本山と云ハ吉良式法少浦と云ハ本
同書曰本林山の此ハ吉良ハ程近く声ととて事あむし
後何さけり後式法少浦吉良ハ入城とてハ是定と軍
逃すやせととありと云ハ結句及ハ此是のハ人も戦逃

七也也... 時を定入... 依武場... 甚る... 敵陣... 酒魚の海... 息をつ... 時のある... 揚十... かつも... 城兵... 久々... 武家... 自覚... 同書曰... 大津の城... 一説... 又或... 細川... 天竺... 武... 城...

氏の嫡家也 貞治三年四月廿七日与州湯月山
 河井六郎 通光が為小討水一也と孫十
 郎と七代と云傳大討是を為小不和也 此もハ
 畠山捕津 從心存ハ 郷民古ハ 大木ハ 為也
 任家と稱す 主去者多ク 一もや 大津の 城と十
 は其所計 東の 池と 五十間四方 泉あり 涌
 出 山事 沸湯の 如く 生流域の 東山ハ 林藪を 去と云
 西ハ あり 湯水の 計 船一 西ハ 岩崎と云 あり せん
 多ク 入海也 塩崎 津ノ 崎 岩崎と云 三ツの 崎 此 一也
 瀬の 浦 干 あり 舟 多ク 船 往來 自由 形ハ 船 金 狗
 を む や 一 肝と 湯水の 多ク 昔 紀 貫之 南 國の 任 果

湯水の 舟 西人 追 是 あり 一と おり 心 や と 浦 と 多 あり
 廣 見 此 崎 と 云 七 八 所 西 南 山 傳 舟 往 來 三 方 海 赤
 きは 西 北 南 北 里 あり 船 あり 一 是 行 通 舟 及 船 一 船
 又 城の 東 南 山 事 あり 道 細 人 多 あり 引 自 由 あり
 是 東 山 是 地 あり 吉 原 藤 原 香 我 史 舟 あり 一 是 一
 是 追 子 多 あり お 一 の 橋 と 云 山 南 大 橋 と 云 一 是 一
 橋 引 舟 あり 一 是 一 越 登 あり 一 是 一 湯 水 堅 固 の 城 地 也
 是 我 井 上 横 山 依 光 官 地 也 舟 あり 一 是 一 宛 竟 の 舟 あり
 小 武 義 と 好 一 是 一 官 地 大 津 一 是 一 舟 あり 一 是 一 舟 あり
 官 地 依 光 と 好 一 百 五 十 騎 東 の 山 事 陣 を あり 一 是 一 官
 我 横 山 井 上 横 山 舟 あり 小 の 廣 地 に 打 立 三 百 五 十 騎 陣 あり

小徳一之國親久武紀前吉田大徳存中嶋大和成
先と一之八百余騎と押寄互に旗旗をたて攻
戦ふは是方城に在る留不叶孫十郎令に備計死に
思定一子無形少捕に向て汝と多我伊豆と石連
急き後行に主君子の名を一族親友をたて大軍を
得て我の懐時一之我親族たてに令誓死にせしむ
と一とあり無形少捕の謀をぬき去り主従二人
南に山侍に片山山侍と名をたて東河の深に
商人船を便船とて海路を急ぎて京路ありしと名
新に海兵少捕と名をたて北の只七騎を成
りけるは是も敵の大將を見出ゆしと名をたてしり

一之ある核切の要万化とて主従一断の機をたて
討死しとあり天竺の地主七代とて亡ひぬるを
たてては團親敵たてにけしき働く形名を武
士の死骸拾遺へきふありとて城の東に山山侍
かのまじ骸を葬りて岩崎に寺ありと大將と初我死
の心を吊り玉ひたり

同書曰長岡郡久良岐庄の地頭をば横山九郎左衛門友
隆とて中幸の本所氏ありと武義七黨横山の氏
族ありと故ありと出家しと高田家河崎寺に
住侶と成り後以てありと子とて孫とて久良岐庄の
城主と成り久良岐大徳と名をたてし間僅に五十所

正徳は丸親大津路向に居りてその軍を平治
家原核山を凍りて丸親山田を退治せし勢を
漸盛也 所ふ八幡の所神託ありて其南南方大
津出勢とありて南津路を固き南形を大津路
去せし當此へ勢向にありて必定也 彼は多勢此方無
勢而往北方より降をもせりて物もして其中心を
核山軍と打負ひ其勢に神託の事女重成りて
らるん方便也 所より所定も其に是るは又軍の
將の謀に時の運りありて事々此は勢に多かり
よるは丸親武常形りしりて其何程のなりと
りき又多勢とありて我公文お監と由緒ありて親に

兼ら申合さる下田近里に在りて是は彼は
勢成合きは其勢の人殺りての甲乙ありて其
々云々大津路を去せば今下田へ出勢ありて必
定也 下田公文をかくりて大津加勢りて丸親の
巻りて引包ありて大津路を去りて所も書
者成りて公文の方へ去りける角を去りて所
とありて下田へ三越所存の通致候りける下田打
り形つきて其勢を去りて其勢合三百五十騎片山の
東へ打出りて大津路を去りて軍えり水は存
在りて其も其道りて其勢を去りて河の大軍を向
ちん事 以て河の軍兵ありてその人々ありて

くりきありけり 横山中なる、凡戦場おのそむは
 宿敵におのじ宅事勿論也 敵大幣ありしは
 程そ途きたる 軍に敵の旗も見えし引くべき
 人事とせし言也 言豊勢 徳軍しつゆ少く行向
 多ハうりて 討逐しし 兵多きを以つて旗を巻きし
 三つを名なき行ありハ加勢の隊系を 浦次は
 近身信法とて 又は一文字子欠入 旗原を改むし
 といふ 旗を巻く かのうせむしとて急きける
 案のこゝ 國豊の幣大注の軍に 亦勝り勢ひつ
 降ありし 水取 旗を足し 是は山田片山池十市に
 考しし 隊系は 為加勢小軍とて 是よりいさうに果

の棒ちきり 木何用子立一きと一旗とありと 大筆い
 し 篠原あり 是間三十間半に成と 旗をきつと
 指上 横山九所を削 友隆下田 旗河守と 名宗と 其の馬子
 打ちたる 言豊幣 こそた けり ぬるまぬと 内より 下城
 をきさ 旗さ 句に方十文字に 打破りし 言豊の幣を
 といひ 亦是 旗の子 哉 ちと 如く 其西 ことと 南北に
 乱る 世にける 下田 横山 智附の 軍に 亦勝り 旗は
 山に 亦上り 旗付を 亦しける 下田は 勢ひに 大注 押
 寄 國親を 亦取し といひ 旗は 横山中 ありし
 公文を 近身 亦し 旗を 一断し 池向し 一 旗を
 奪り 旗を 旗と 大注に といひ 旗を けり けり

本朝の御時... 田原の陣... 櫓に上りて... 矢を射る... 諸將は... 命を懸けて... 戦ひつゝ... 旗本... 陣... 大...

羽隊を... 公文... 諸軍... 矢... 旗... 陣... 戦... 命... 文... 羽... 旗... 陣... 戦...

信濃守軍給を以てこれ者此振子考に下田核山と一
 味同心の人と云く先度の戦い何れも御事成初一軍
 と定むりの也此は十九一生と思ひ定むる也多味
 方折振子多負死人多し一雨詮一人と出合へり寸
 日成る事一と云く一は是をいふ事一と一面目と思ひ
 引返す事一と云く一は是をいふ事一と引返す
 同書曰動く思豊みは進り介良成去るる趣きと云く
 多しは核山より下田も危角國親へ降系れり一と一
 理を云く一と云く一核山も下田も一といへ人質と出
 一降系れり一と幕下あり一下田軍と云きた怒
 くと夫程の不覚仁と知れり一と年来親しみり一と悔し

多しと云く一は是をいふ事一と引返す
 親此中を以て五いふ事一と下田の難事なり一と素より
 久武松後福富集人大将なり一と一は勢八百余騎と云
 出る所も老尼一人集人なり一と云く一は下田の
 百姓の妻と云く一と夫の死し一と一は常陸と一と一子の死に交
 去年秋貢物遅滞したる科は是非なく罰せられた
 明りの命を知れぬ事のみこれより云く一と一は縁の者
 取ると今も一と一は存命なり一と云く一は下田一と一は旗向り
 多し一と一は自城中一と一は引返り一と一は城を
 焼取らせ下田に下田におもひ知れり一と一は信長子信成へ眼
 一と一は信長と云く一と一は信長と云く一と一は信長と云く

く別国親へは中我十と事いひ、大きに悦いぬを宛言ふ、
美者三人を危ぬさす、さう、城申に火の事よ、
妻入ぬ、軍兵即百五十騎福留身人とも大将、
片山衣笠の山蔭子旅人、旅人三人、君を七相國、
煙を結ぶる、を危ぬ三人の男、下人、
物を入火打舟、用さ、下女、人、
六の毒、さ、さ、さ、の者、
く伊志、伊月、見の、考、
通、
立、
室、

をいふ、走、
軍兵、火の、
城、
名、
と、
息、
下、
教、
す、
才、
た、

ちて以て室を是とせんとのうをきしと近掛とを城より
廿四斗西におき岩とく大岩を七斗七斗の言と大
き子勇武振ひ討死を皇子石谷民部少輔源重信と
と布原田金山城を源氏細川の支流也一宮言鴨大
明神の神職の侍を三斗石に侍也名豊と云る僅
一里をくわしは國親の勇武八幡の所神流といひ
敵一かくおとあふ大津下田と表立し法將あ初き
明と一軍えくは日守に社主永吉源重初め
七十五人の神職をきめ一宮の國親の幕下にあり
きるは後ゆりあるありや民部少輔石谷城滅し
石谷を願ふと鴨社境内に長宅城移入たりて
執行宗トとヤける惣一とけ定に執行社主社僧
一和尚源島國實社人として七十五人中に七十五人
は石谷ともや民部少輔の舎牙公文將監を國親に
降参也

同書曰 長尾郡十市に城を細川信前入道宗桃と中
あり細川武茂を其之十代の孫也息武人五子信
あり二男を信守を其之は池に信を栗山の城主也國親
乃威勢を見し此人敵一かく降参也其せのふ一き
中家長一宮に侍るは其前より云々と云る形和家臣
を信守と云るは其のちを信守は信守と云る十市及び
降参ありおのちの日向を其と皆一宮に侍る池の七斗

岩松七郎經重進出り十市... 伊豫或は是れおぼか
山降系は或は七郎子おびくは必りしとくは中
御と或る云らむ六 於和官力と伊豫の役止ぬ十市も
此御子同くは伊豫の事止まらぬ 國親官位も十市
一族を此より臨降さしと云らぬ中嶋 大和 中嶋
は池の家せり岩松七郎と申 智惠深き文武の
侍は是れ討つに池を引連はし入徳を討つ 子
をば是れ伊豫をて云 國親御子くは此はたうも
云らぬを中嶋山うけぬと云 池の家は子池弟を申也
智惠深き御に深き力のあるは彼の方御を云へ親
御と云く七郎を討つに申を於て十市は其御居

浪を申す七郎を討つ或は七郎 劍雄の邊一鷹の
多分出けは城万石の強飽あり小影を云へは
申し中嶋 打らぬ人よりを宮城あり
昔より万石の御守と申す 大和の方へ江をた
池十市へ去るありいと御守ぬ七郎のたしは
申す 於和の子息市正 於定 國親 子 孫縁一父子
の志しは城ありいと申すは上下安堵のおいしは皆万
年をともあらざる 万石の御守 伊豫の御守 伊和あり
みくれは万石の身の二重ありと云らぬ 三返申す一向坊ま
成り一生送りくも 御守 岩松七郎の先祖を
此は清和源氏の流岩松七郎經重の末裔也經氏の

後醍醐天皇御子位一々武者を以てリ一々皇道臣の為
伊沈殿の存苗圃よりあり孫子池の家臣と成る今徳重
まゝ十一代と云侍ふ徳重甲子年一々須賀刑部の子成
表と云ふ侍は原塚は安藤を侍侍も蘇我を祝の古臣
あり不意子孫死一々一子僅に九弟あり成後家つと
も七名那種海浦子志を孫と云ふ成岩松七郎也
と云ふ名あり者此子志を以て母を子孫と云ふ名あり也
七郎ハ万石片う為ふ討と云々後又種海一主我一子成
人一々此片を以て名ありと云ふ母を子孫と云ふ名あり也
訓一々武士を以て商人の子ありと云ひ久しハせん一々
ありと云ふ商人の子ありと云ふ改め岩井と云ふ久し岩松

七郎 名あり也

同書曰 古程子 信徳寺 國親ハ亡父覺其命 常通 幽冥 菩提
院の為 安祥寺と再興一々 常通寺を改進者の作若
許存此如くあり天文十六年四月の始 齋惠法印を
戒師と云々 春秋四十四年あり 薙髮 法解と覺
世と云ふ事あり

致和云 國親の法解と云文十六年と云ふ所のハ誤
なり也 名那 廿拾村字村古所也 所也 文書云
天文拾六年四月 吾國親 田中七郎を以て一の云々
又安藤那 田中村 田中進 所也 文書云 天文十
六年五月廿日 國親 村田と云々 又長岡 郡一 下

田村三河権現棟札云天文廿三甲寅六月十者大
檀那秦氏國親云と見多り學世の名ハ下條子出
を柳保五市郎所義の文書天文廿四年に云りて
始々見ると物とは國親此法跡ハ廿四年と云
きこと勿論也

香美郡並生郷柳瀬村 柳瀬五市郎所藏文書

曰

柳瀬古長可仕と入毫亦非妙と云物とめ物、
かんさこ名と女可接持と云ると合心を考つて、

同云左云と云也

天文廿四八月廿八日

光世親

高岡郡大野見郷庄屋田上宅兵衛所藏文書

曰

高岡郡大野見郷庄屋田上宅兵衛所藏文書
所より物と云秋おと物より物と云
新要と云

弘治二年五月廿七日

辰辰

田上宅兵衛

高智楠瀬六郎 左衛門家系曰先祖楠左衛門
佐正憲生國和泉正成ヨリ六代掃部成晴

子也武者修行ノ土左ニ来リ大高坂權正
ノ客人アリシラヒニテ居城西北ノ屋敷ニ居
ラシム長宗我部ト秦泉寺掃部合戦ノ砌
權正秦泉寺ニ加勢スルニ依テ所々相戦
正憲流失ニアタリ弘治ニ丙辰年死其宅
地ニ葬之

長元物語曰長岡郡ニハ長宗我部殿御知行
三千貫是ノ郡ノ守護ト云フ元親公長濱
合戦以後年月ホトワリテ同郡傍輩秦泉
寺ト取合出来シテ時ニ合戦ニケ年ニメ
秦泉寺打負テ切腹ス其跡職不残元親公

ノ御知行ニ成ルコノ郡ノ國人侍城持池
十市下田廣井其外執行西和田加様ノ衆
タカヒノ傍北軍ナレハ秦泉寺ト長宗我部
トノ取合双方ノ顛負モ難成也見物ノ手
ヲ引テ居ル所ニ秦泉寺負テ元親公御威
勢有ニヨリ御縁者組ニナリ又ハ契約ナ
トシテコノ郡ノ侍不残元親公ハ相隨ヒ
後ニ被官ニナル如件

致和云此書秦泉寺合戦を元親の討のり
と誤るは誤ありし上楠濃氏系圖より
國親の討とありしを勿論

香美郡蓮生郷柳瀬村柳瀬源丞所藏文書曰
今交以心是中山未果、右長神妙、然系為加持持
五所、中、於、委、細、中、了、了、之

弘治三年 正月 廿日 莫世 栞

柳瀬との

高岡郡興津村西宝寺所藏文書曰

今、為、於、岐、多、川、素、子、火、矢、所、持、之、利、運、依、之、加
持、之、成、也、也、仍、執、違、如、件、

弘治三年 二月 廿九日 康政



海邊之主税每度

同郡窪川村庄屋市川宗右衛門所藏文書曰

此、度、至、且、豫、別、表、別、と、抽、者、資、と、也、お、止、切、者、之、予
持、費、分、と、後、身、と、出、如、件、

弘治三年 卯月 廿九日

康政 圓印

杉利 右、之、所、蔵、後

高瀬友閑所藏文書曰

今、度、之、所、種、九、系、充、課、叛、之、合、是、信、百、成、紋、之、度
中、所、処、各、所、如、魚、是、付、多、子、ある、所、要、と、事、之、也
康美、の、百、姓、者、心、之、付、出、中、神、妙、思、之、能、之、
之、事、也、

弘治三年 文月十日

定雄 花押

三下左京亮との
森田市川左馬の

三宮孫左馬の厨の

古城傳兼記曰 去程小本山梅共、永禄二年に互の比

に係形ぬと、同年八月下旬、船倉の城めて死去

し、その事なりし事、也子息式部が浦茂居、言良

の城、仕方の侍を入置、船倉へ移しける、固執入

及、覺世と、引吊い、互偏ありし、下子、已所と、比下、

起、事也、永禄三年五月初、島豊、と、船一艘、去程

城、積、種崎の城、漕、せ、外、夜辰の、候、分、瀬江

と、船、出、し、及、此、海、間、か、彼、水、主、我、切、捨、無、船

と、事、あり、し、事、に、凡、く、一、人、所、為、は、は、切、中、

事、小、と、覺、世、大、と、思、く、宣、ひ、し、郷、民、た、り、惡、逆、も、茂

辰、心、底、と、起、事、也、怒、も、式、部、少、補、此、中、軍、て

野、に、五、は、彼、海、城、の、梅、梁、三、人、首、切、切、出、し、た、句、

陳、し、た、と、覺、世、首、く、函、引、あり、遂、に、胡、越、の、陽、城

あり、船、小、は、此、長、濱、福、原、た、り、坐、と、上、り、此、大、子、を

本、の、圖、豊、此、者、あり、故、あり、七、長、濱、の、城、主、大、産、屋、能、事、

持、お、け、し、舟、り、し、り、客、子、事、中、に、先、年、不、意、の

区、事、に、係、り、舟、事、氣、城、蒙、り、所、家、城、主、去、り、其、他、を

形、し、事、に、衣、法、家、先、一、一、本、城、抛、く、右、馬、城

はうしとすと 起法文と出くす 幸れは 幸世天の与ふ
幸也 吉良の事始ふ 世深を 未付まきし 五引付
とあるは 大子 運信は 畏くも 彼城の 桑栲梁と なる能
案内 存知 城の中 一と 出入 仕方 容易 勿事 言
と 幸れは 幸世 信は 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
告知 せよ 大子 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
り 三 程 遠 城 一 幸 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
三百人の 兵 大子 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
大子 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
富 一 幸 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を

不 得 所 一 幸 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
大 子 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
一 人 大 子 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
の 城 一 幸 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
大 子 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
れ 也 大 子 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
す 大 子 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を
地 向 大 子 運 信 何れ 汝の 急 運信 何れ 汝の 急 運信 何れ 城を

懐いのいとき、種崎へそとて越え、茂辰を渡り、山向
のそと軍えり、武部少輔、日出於此、西の方に向ふ
覺世も打出り、多傳も入乱り、いひける、中野中、我
と、よみ、後所、城場、口、五所、経、方、一、引、り、れ、き、り、め、り、て、
味、方、を、放、き、ん、戸、此、本、の、西、方、に、世、崎、計、も、く、ひ、り、
か、り、船、倉、幣、是、と、き、り、我、付、ん、と、許、を、き、り、覺、世、の
中、を、強、ひ、り、何、の、う、り、者、を、討、せ、り、及、物、せ、り、一、人、を
打、出、り、り、と、宣、へ、る、軍、幣、の、苦、を、き、り、何、れ、か、を、
事、始、り、何、の、う、り、け、も、の、を、及、り、り、何、れ、を、及、り、り、
二、子、吉、良、十、子、大、陸、是、地、を、子、島、十、郎、吉、良、民、部、守、
が、は、は、新、長、坂、前、川、村、甲、所、左、邊、の、と、始、り、り、五十、禰、牙

討、り、か、り、元、親、論、を、り、迎、身、敵、三、崎、突、伏、大、を、討、り、
り、何、れ、も、も、子、肩、我、並、り、り、り、り、り、り、り、り、
目、を、り、再、い、人、の、面、を、合、せ、り、武、士、は、合、り、名、り、り、
情、を、り、一、旦、も、引、合、り、り、り、り、り、り、り、り、
勇、戦、り、り、馬、煙、を、り、り、り、り、り、り、り、り、
窪、島、十、子、城、討、り、東、口、行、ち、事、の、吉、良、民、部、守、を、取、
深、田、久、左、の、ハ、宇、賀、中、野、中、討、り、り、り、り、り、り、り、
敵、を、討、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
ち、り、吉、良、式、部、少、輔、茂、辰、此、地、に、り、り、り、り、
叶、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
ハ、強、三、子、討、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
親、貞、吉、田

伊賀女之身江村小幡存一園但了井上を片々周回在る
橋三郎を馬出先子をもて戦いし東西より引寄せし息
をけり形も亦あまの申より流石に鑑名も武者
一海八海航の帳柱れせみちを海へかへしと打ちけ
小舟溜りしをみたり古陣此兵向もんと人皆之ハ
あしりしに昔此儀像も中なる敵陣迫りあて言
ありふ中けり敵味方より面を知りしは名宗やせり
是も江村小幡存中者也日此書くは是れ今酒宴の
集會に珍ししをいふも一尺矢の對面は是れ如き
ハハ系もいふも群もいふも敵の中一走掛も唯鳴雷
かたきもいふも一海子もいふも逃行も逃打も打殺り

人よりいふも打ちもいふもむりもいふも式ア少ハ御
守りも南に海陸城を浦戸に城を築きしを覺
世継々押寄押しとんと素子ける片是片をいふ也
強り此矢はきもや出先子をも出さ大勢戦射高し
矢種長もいふも打ち振り戦し敵皆城中に入らざる
も出合もいふも一市宗もいふも物もいふも切名も
斗もいふもいふも城中より放た流砲もいふも死もいふも
形も四方通路を先々小ハ城中弱く悲めりかゝる所も
受世もいふもいふも五ん攻り戦死も種崎一引退也
いふも茂辰也浦戸城出朝倉の城もいふも我もいふ
事

去程ノ覚世ハ種崎ニ人ヲ乳息を休メテ
例多ク必地ありハ先圖差ハ河陣ニ
其ノ九糸を種崎ヨリ江村ニ傳入
一ノ船ヲ河陣ニ玉置ニ元親ニ
子船ヲ河陣ニ此軍ハ激江ニ起
激江を去リ一ノ船ヲ北岸ニ守
船ヲ河陣ニ玉置ニ宣一ニ守
一ノ城ハ山傍ニ守リ玉置ニ
船ヲ河陣ニ玉置ニ宣一ニ守
勢三百餘人ハ激江古月橋渡
先勢返生斗上立行所ニ
軍ヲ守リ人

激江ノ郷人百計三十守は此崎
一ノ大木城多ク一ノ素掛
此を一ノ元親ノ形一ノ者
四ノ船何ノ郷人系子傳
一ノ掛テハ勢小素掛一ノ推
下知一ノハ者者河激炮亦
立崎と素掛一ノ郷人系
山傳小系と一ノ行ハ在臨
崎一ノ勢見一ノハ城と素
一ノを守一ノハは素掛一ノ
此小勢一ノ守一ノハ一ノ

供々加振の城にひたり居て大義のおれ山あり
客にぬいすみ山陣多きと申すも山ありやくを就
足取りの城には人かあきと忘記入を宣ひぬい
者も我先をい入ある果一人をあうりてを居
とも大さき感と聞かす所をさるる元祝のあふ
畏く折場中に人あはと志強し石をんや強き打
笑ひ弱年の月利は是をさすといふも大公の兵書星虚
の山偏小望其山上飛鳥不驚必知詐而為偶人也と云
熟げ城と云ふに天を飛鳥林に居鳥さく野事はし
是一旗旗不動也と云へり城の旗さく所定に動く
事非し是二相許る者城は何方の所は待集る必城を

又もさすし地ふ小城方我見者一人の非し是三又城
申すもいぬ打出し是四城の人毎に事明事物
ふあふ此とては宣ひる此強を斥て然生得其
言く色白素和とて是を望望物天候多にあり
又もあす要用の外に物事非し人の對面とて
完ふとあふ身みく會物もさく日取御意のそは
のいさ小娘あ子といふ是名城にそ叫笑ひる團伙
男子我呼くあ子とて也此人を主君の影に本佛
のぬいと諸士に中けるさく小あ家事成ぬ覺世深
く嘆たぬい影後の軍にも具せるとは今年己子十
八歳なりといふ我城をもてんとやありとて此後初

長濱へ使いのふりて戸本の合戦の味方戦敵をもと元
親大子常を振へし一遊江の城を突入し時を為す所あり
法軍岸を占めしは是れ常の仇人ありしを討つる
西人を討つるも一は西人一強き一は是れ小友といひ
つらと去程は是れ世病氣逐り重く成身体付を信ず
哀に己の法終るまで強き師を討つる宣ひたるは昔一言
汝を奪ふるは應酬をせむしは性も善く事ありし
然るに六谷の強敵の強本ありしは討つるも一は打色ぬ
然るに此後彼は徳ありし一戦を討つる三ヶ城を奪捕る
事生れ涯の事なれば思ふ也お梅と和義ありしは
昔軍神と成るも一は我のこゝろの事懐を懐くは

を人孝と云ふ汝又承ありは本山を討つるも外は信義法
物も親の死に涙佛事をもせんはありし一七〇の世法
も随ひし汝の心は信を一七〇の世法と信ず甲
曹舟の軍儀もみふも一は美氏も川と速山月
せと子信万部は信義をもせんはありし一七〇の世法
も随ひし心は信を一七〇の世法と信ず甲
五十七歳と云ふ卒去りありしは信義上下に及ぬ
何れんと習む事限なし信義は東山と東山兼序
寺も葬りありし元叔作信義の心に一七〇の世法
後来りしは信を一七〇の世法と信ず甲
の世法を信ず一七〇の世法

長宗我部元親記曰 本山極慶領分は東は一宮城境西
二淀川南ハ浦戸城限二郡のま也於倉孔城と居城と定
其息武敏少浦ハ弘名浦戸を城と掛つ物元親
父覺世本山の家對し年來は浪の次牙を本山と
弓矢を所金と一念不掛ともき小も 長宗我部僅の
家あり其調略計程を業也與し先式部が浦を
解し所を縁者入継連々本山に家成又はし弓
矢れを三城海定ともや 双方に難況を此物と云
未もいふ所も或時覺世大將の江より船を仕立程
時の機無指を漕せしと 而も浪に舟のま平城
無指舟と取取と覺世是城よにつとて存

分城起りの右のま三梅共父子不知し 一を陳らる
とんとも覺世海引あくまをり不通子來り瀬子小事
とて起るゝ大事に弓矢とは成るもなる 然しとて
あ山家運の四とうや かしける如子 面白きはし一出
其も覺世後代の者 福富右馬助正と云 大工を彼者
科の子細をく 長宗我部浪人 一は居る上も終るあり
長宗我部城の掛お人子成るあり 城門丸形と云 城中
の作事 悉く皆たる身は任る也 其舟覺世城一る
助右良と云 長宗我部の城を 取らふおははるを種
崎傳ふ中しをき小ハ なる身 崎傳を恨く 早速伊法
中城のいれおるが城用意し 種崎を人殺と標し

右馬助引入して永禄三年五月廿六日の夜七溪の城を
取らば大久保美徳も本隊を引く為逃れお本山
おとろきく引はれお中隊を打ちまく本隊を惣切
一先討千金めく翌日七月初七日辰刻申す七溪表一打出
覺世云然れ終海をく出く申す御お申に申後終
兵勢多めはさしゆくは如く七溪城の落人四人
浦戸(此)初ふ七溪の江をく船をく逃掛し如く
言崎三舟を申す此舟を伐取一人おとろき三人逃れ
逃る山はし浦戸の城へ逃れお本山逃掛く隠雲寺
の裏戸本めく逃れと合す此舟江村備後守一國但る
池原海軍備後田久左衛門一國逃れと合す己の利計をく合

戦午の上刻まじく撤つ返すの討り討る火花をぬき
切殺しお宿負をく申す元親五十騎申すおとろき
掛出らる敵陣の告中城を破る旗本をく申す
おとろき己の敵を床をく西に廣し引く逃れ
おとろき討らる池原海軍備後田久左衛門の子大久保勘十郎
と討らる七溪田久左衛門の宇次郎と申す者討ら
るおとろき才を申すの走り傍り見の敵軍を討らる
おとろき討らる本隊通す一逃れ宛竟れ武者百餘
討らるおとろき廿八日の早朝浦戸をく式部少輔
美定おとろき一打出合戦を元親の金牙たを自ら逃
れ初矢式部少輔を逃れ終極に逃れ人討ら

此村本山の内、井に掛た身と云者、在来を我目付付拍板
の何れを一港、安多を在来を馬出と云、打退付井
之村と追はれ、如く井に掛た身と云、一城、引取
と云、在来を安多の表海、陸路、柵城、結、浦戸の通、路
を止る、五六日、と云、覚世、以、思、を、思、ん、を、思、の、持
口、と、云、り、る、事、式、新、が、補、と、云、る、事、一、
而、引、取、る、事、右、の、右、は、右、馬、出、を、右、浦、戸、本、山、の、
加、増、し、と、云、を、け、る、物、而、は、覚、世、を、思、れ、及、急、に、酒、飲、更
加、と、云、る、在、原、不、定、の、極、多、の、又、覚、世、軍、法、終、了、事、
者、本、山、と、云、矢、ふ、事、我、と、云、果、と、云、り、思、を、思、極、也、終
此、一、是、と、云、本、山、の、懐、我、臨、城、城、と、云、一、念、我、追、退、事、也

我、在、存、也、此、り、矢、今、と、云、事、の、事、と、云、元、親、去、月、戸
の、中、れ、合、戦、の、時、武、者、を、と、云、の、極、也、世、海、而、吾、軍
神、と、云、事、可、也、と、云、事、永、祿、三、年、六、月、十、日、に、遠
邦、と、云、事、加、と、云、本、山、方、に、在、籠、と、云、事、は、所、と、云、事、
一、と、云、事、と、云、事、を、也、也、海、の、合、戦、の、左、刀、風、と、云、事、
也、事、上、家、を、我、者、也、料、人、討、せ、家、中、弱、り、り、評、定
事、也、と、云、事、一、月、り、我、強、と、云、事、元、親、が、覚、世、死、去、の、砌
事、も、多、免、事、永、祿、三、年、二、日、より、此、事、を、網、袋、と、云、事、
一、と、云、事、数、度、此、方、切、事、に、於、倉、一、城、と、云、事、は、二、三、年
と、云、事、一、城、不、過、事、也、本、山、一、引、取、事、生、地、と、云、事、は、所
少、事、也、川、原、と、云、事、七、年、堪、事、と、云、事、梅、安、と、云、事、式、部、少、補、と、云、事、已

芳と病死息が隆元親の城を去り二
渡川浪元親の城に入り別才左衛門を
引寄せ城を陥す夫より
吉良茂名を討ち也又七年自ら
本山入水川城を築
儀より後不務田判官を遣はし
谷口を要害に構へ吉井より
此口を合戦す吉井討ち死す
隆元親は要害に臨み崩し
臺を築く攻めし水が盛る
後より元親兼ていふ所
隆元親の城は不備の心
出末しけりや
とて先づ和隆を惣兵
二男日記三男又日記
女子或人無多た六人
連出候知り給す元親
を討ち死す

土左軍記曰本山左近左衛門
茂宗の長宗我部親の敵
人ありいりうも一々
本山を討ち死すと
傳へたりと云
ても本山大身あり
敵討ち死す
と傳へたりと云
作守の城は道中
船倉の城は居
住せり三男又元
親の居城は豊
後川の城は
或時七渡の城
は門を三人と
元親は城下に
上りて大工あり
つとを呼ぶ
梅原も元親
を討ち死す
本城は悦彼
方之城なり
軍門の衆
本城を
三十一人
討ち死す
みよし
たやと
問を
せし
大工
やけ
る
本城
を
討ち
死す

と不友ありし世事ありし一人の幼き時討つて
利を以ては汝を侍ふと君賞りてとては水の大工
大工候い若本をのりやうにまう人毛我を以て元國
軍あり世溪の城をい子候ありきた取らり本山大子怒
とてせまう一と時十死一生の合戦とて運物えはし
と古左を子流しと弘治二年の月初五節都念五百余
小船百余艘を取京中にて溪の城へおとせ圍成ると電
揚と彼門を三十余人と押寄るとありとてを川
とけし福子軍勢一隊をい入る軍中おりのひまうぬ事
ありとてありしと果する斗しありしと城主大久保朝日
十時戦ひとては皆おりにし候と後十四人船倉の城へ逃し

義の元國やと入るを定くと本山通る事とて
有世の合戦をてと結掛らり物変り一りとて元國
心地頗ゆる大病ありと力候と元親を世溪に跡を
身の息豊く歸りし種々保良をいしと不叶取ら
京都に及りし元親を云豊へ傳とて元國作ると本山
と合戦の猶負成又好しとて死す事謝り世を白紙
世をいしと世の智い力候し我死後申し和を調
世事ありとていしとて本山大敵ありと古左を流し
流とて軍をいすとい武者ありと血氣をいやる
事ありし我軍神と成とて定し山谷へ葬り佛事
なりとて本山戦退治とて後法事ありとてお梅と

ゆらんをくくはまやくも深へ戦むと涙とたふし
あふも元親はくくし父の命我らに今我限のくくも
又大敵をおとす一さあははらあさくくくおはし
けくおあさくくくくくくくくくくくくくくくくく
捨心つうもも深はくくくくくくくくくくくくく
の唱と云あつくと長ありしはき也一日もくくく
六月十五日逝去を行年五十四とて一月くくくくく
く軍えくくく軍勢力坂前へけるはも元親十八歳
笑三重山人子孫くくく皆我舟渡思ひ敵あまは元國
か吊軍くくく討死せんとあけく中にはくくく元
親秦泉寺豊後守戦呼く迫るお山大敵くくくあま

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
元國侍在母のめく各合我をくくくお大將くくくを掛るかの
く又敵の合く流をばくくくくくくくくくくくく
らのものくくくめめれ又流をばくくく敵の眼をくくく
めく突是をくくく習を事くくくくくくくくくくく
關所く呼くははとくくくくくくくくくくくくく
侍のくくくくくくくくくく敵を待掛る元國死者の
子敵方へ軍えくくくくくく其みまう元親を追拂也
深の城を取らくくく宗あはれ初を雪んと本山式部少輔
生部部合子金輪戦二もくくくくあまと十年くくく
元親心死場くくく戦事始くくくくくく十八所押出し

是と二より三ヶ所先ハ江村小幡存大母や一より二親境境
と市陣一々加多り取々本山先より小幡存切々
加々小幡存先々先々突々出火效々し戦々本
山多勢多小幡存突々もまりに成々々々々
程々市山由陣之軍々は協々々々々々々乱々切
々々取々小幡存放軍と々々々々々々々々々々々々
秦皇山寺團吉下田等百七十餘人々々々々々々々々
之取々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
多々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
其々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
世々二人と々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

ふと加々水々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
逐々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
逐々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
つと向々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
一々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
同書曰元親長濱の合戦切接長典へ帰陣を々元園是
言れ々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
々々瑞應寺と々々々々々々々々々々々々々々々々々々

城守府一 百人の傍一 多部に經と依るは 忌のの事申
 歳年必ししと 尊皇のと 始末ありし人初て三
 四年 世上流元親一 多後少あり元孫あり宮内
 少補とあり年 家老江村小侍存 病死しそ 生子孫
 在り 家督は孫と文 郡侍 秦泉寺 大和守 病死し 生子
 掃部少将と 孫は掃部少 百姓と 元親族内の百姓と 喧
 嘩し果しり 此のり 大に成元親を 秦泉寺と 有在
 子成 掃部少 小身あり 生身大割の者なり 元親の
 志しりしと 元親 怒り 押寄討果しんと 三百餘騎を
 有立江村郷に 屯居し 河を隔て 備置し
 秦泉寺に 兵軍 百四五十騎 左右を させ 川端へ

押寄流炮すりしと 有掛り 久武申 内子安か 是戦
 事り 掃部 毎二 日三 小わく 抄り 難討りし 子の
 命り 之を 主しりし 郡 亦多し 其の 子
 戦けり 程小 元親 勢あり 切多し 色三十八人 一兩子
 討て 棄名 久武と 知信と 是典一 途 掃部 少一
 戦り 加藤 閤と 引取 元親 世を ありは 色又七
 八あり 亦し 色あり 其の 子
 後 是典一 逆高し 元親 討人 上 海定 色 軍之 け
 其の 元親 大に 怒り 掃部 小 勢あり 亦 度あり 追
 之り 小 志あり 物 異し 成事 生る 其の 子 亦 雨 鈴 所
 後 押寄 討死 色 一 各 其 同 意 在り 亦 其 子 亦

元親廿二歳北若き大将了れを居し思ひもり
此交討死と極しきれ瑞應寺と一句抜換んと
作れ小禅師曰川前安危策已成と云も元親矢
不射宿禅師扇とゆふ汝矢以試人射元親矢既尽
禅師十方用吹毛劔と示れれ元親禅師をぬし
内少ありと悦むれ所も秦泉さハ古度の戦子大子孫
利とゆめれ孫子多あり元親ありと自んえりしを
けふに敵と迫り引寄を状或討敵んと又百四五十騎
と二よりまけ新王返りけり元親を我に見えり
味方と二よりし一より掃部を先子と戦い旗本と云

馬を成り突かす掃部小路戦二よりまけりし
後陽も我のりけりし掃部大別
者多し四五十騎先子もせ武中内と通る
元親入部も多し雑兵も同掛を秦泉を討
取もしをみとありと下知りも秦泉を大騎とり
能れれ今いう形も多しおまを逃けり或浪自
左ののりしと通りけり突敵も首級と大將うた
とるしお路も兵もちりもふ逃りも元親舎督の
和と雪りしと不斜悦も水郡の士池十市下田廣
井西和田執行も元親の武勇戦見も皆幕下
降りけり

致和云秦皇も合戦ハ楠原氏の吾國より三國

親の時をまじき事上よ云ふ

長元物語曰宮内少輔殿連、御子男子四人
女子四人繁昌ニ付テ本山嫡子ヲ元親公
姉婚ニ各御取合ノ子細ハ以来ノ遺恨モ
ナキヤウニトノ了也然レ宮内少輔殿御
心中ニハ縁者交リニモナラハ二親ノ敵討
事モヤ可有ト御奥意ニテノ了也本山
殿知行長濱ト云処ニ一城有本山ヨリ道八
里宮内少輔殿御居城ヨリハ間三里半
入海ニテ小舟往来ノ処也コノ長濱ノ城

ニ大門立カヘタキトテ材木揃トイヘ凡
上手ノ大工ナクテ延引ノ由宮内殿御聞
有テ則御家中上手ノ匠有ラヒソカニ御呼
有テ長濱ノ城今立直ル門外ヨリ忍ヒ
ヨリアックルヤウニ立ルコト成ル間敷ヤ
ト御尋ノ時大工イカニモ可成トマウシ
上ルニツキテヤウスミツノ、ニラ、セラレ
譜代ノ者ナレハ彼方ニモ心置ヘシト
宮内少輔殿則大工ノ肩サキラ御殿差ニ
テ少シ御切ナサレ彼城へ走り逃サセ匠
申ヤウハ宮内殿御氣ニ違ヒ御手打ニ成

サレケレハ不慮ニ命ナカラヘカクノ如シ
ト申スニツケテ敵心ヲユルシ幸ヒ門建
ル上手ノ匠ナキ処へ能コソ来リタレ
ト悦ヒ則門普請ヲコソ致サレケル相調
テ後彼大工宮内殿へ右ノ様子密カニ申
上ル宮内殿沛心中ニ本山願分長濱ノ城
ヲ忍取ニ於テハ本山口惜存自身長濱へ
来ルヘシ其時ハ十死一生ノ合戦ト思召
シテ家中ノ衆へモ其ム子被仰人数三百
ニテヒラタ舟ヲ催シ夜ニ紛レ長濱ノ城
へ御着船大工ノ内ニ申ス如ク外ヨリ戸

ヲ開キ城ヲ乗取テ御悦限ナシ一日有テ宮
内殿御頓死被成人數十方ヲ失ト云ヘハ
流石引取処モイカハシク先御死骸ヲ
小舟ニテ御居城へツカハシ元親公御聞
有テ悲歎ノ御泪ニムセフト云ヘハ御死
骸ヲハスクニ造寺ノ住持へ相渡シ御吊
被成ヨト被仰置其身ハ御死骸舟ニ御乗
移手廻二十人計召連ラレ長濱へ御着船
ノ時秦泉寺豊後ト申家老舟先へ出合若
殿ハ何トテ御越成サレ候ヤト申上ル元
親公ヲセケルハ此父一念ニ掛ラレタ

ル起ニテ頓死不及カ其身カハリニ合戦
シテ相果ヘキトハ思ヘ凡未鎗突車ヲ不
知衆ヨト仰ラレ其時豊後申ヤウ敵ノ眼
ヲ突クト申又又大将ハ先ニ行者カ跡ヲ
行者カト御尋ノ時豊後申上ルハ大将ハ
カ、ラヌモノニケサルモノ是謂有故先
ヲ掛ヌト申ス時尤ト仰ラル、御年ハ十
ハ歳假名弥三郎殿ト申其頃カ國中ブジ
成故初テノ御陣立也然ル処本山ヨリ長
濱ノ城取返スヘキト人数千人計ヨセ来
ル長宗我部ノ人数ハ三百余誠ニ敵ノ多

勢ニ及ヘキニハ有子凡義ヲ先ニシ命ヲ
塵芥ヨリモ惜マス責戦トイヘ凡敵大勢
故散ニニ切立ラレテリクニ逃去リヌカ
、ル処ニ元親公ヘ敵切テ掛ルヲ鎗ニテ
二人御衝倒シ大照差ニテ切セラル是由
ヲ聞テ逃ケルミ方引返シ敵ヲ半道討追
返シ首数七十余打取其追詰ル処ハ潮江
ト申村是モ本山知行ニテ一城アリ元親
公此イキライニテ潮江ノ城ヲ可取ト被
仰諸人申上ルハ勝テ甲ノ緒ヲシムルト
ヤラン申也小人数ニテ御無用ト申時ニ

元親子細有テ申ソトテ自身先ニ御進ニ
山ハノホリテミレハ敵一人モナク逃失
ケル此時功者共何ト思召テ御カ、リ被
成タルヤト問奉ル元親公被仰ハサキ程
合戦ニ負タル敵此城へ引取ヘキ処一人
モ不残本山へ直ニ引ト見ニツケ扱ハ此
城ニ謀叛ノ沙汰ナト有テ逃コモラヌヤ
謀叛アラハ味方ト思ヒ掛リタルト被仰
ニ付テ功者共持タル鎧ヲ地ニ置ヒレ伏
申上ルハ當國ハ不及申四國ノ主ニ御成
被成ヘキ大将ノ御分別自御生レツキ被

成タルト口ニニ申上拜シ申由此時ヨリ
ハツメイ成ト下ニ迄モ沙汰仕所此合戦
ニテ近辺ノ城主モ驚タル由其聞アリ
長岡郡大津村圓光寺家譜曰國親公清代付御
江合戦此時川窪左衛尉軍右將位有敵討取
君伊茲多成知行伊加塔のちり方伊定在野
古城傳美記曰浦戸長濱瀬江の城崩去まじり趣り吉
良本と定多勢此城ニ多ありけり先和山ハ本山依海也
事ハ和良美流白石ハ種田岩重ハ柳本ハ大黒トモ
今井ト今井左子女尾多子中内記枚田子大黒ト今井
ト小吉招成部奉泉寺ハ奉泉寺ハ大和久万子久万豊存

一宮子近藤宗國沃子國沃が監守極子大言板極極井口小
井口嘉解世福井小箱毛右京神嘉子神嘉出雲本隊子本
隊左の左支の秋山西畑仁地村青山秋田本隊子
城郭と梅野城入道と身小秋倉子嘉誠一と本山河津義
井依江橋木葉紀伊吉吉良子所多瀬徳久左卯崎向嘉子
川村甲長子長秋前田左近右子中野嘉子
子石多子印長秋と子河村多庫嘉元左京所と云
者多獲柏尾山物尾の岩三谷崎久記地山櫻山團見崎
五丹山の北岩に峰との場定於五圍城あり北
吉良を責似人事只い嘉子と云ける而子辰辰
長溪北軍小討負能倉一引退給り左京團多獲子

永祿三年六月
同日五日

斜支に城の大小と怖る軍と云ふを
子長豊と成す三種崎小口區留る者
長溪北軍小討負能倉一引退給り左京團多獲子
河村少保存先と云る者月那本隊の城を
左京の左支出向い常成格と云ふ多勢子
人質を出しと降参る秋山青山西畑仁の村
責伏せし水極を仰と云城とめく退も
と河を向ふ者多と云る吉良一押寄
城を攻めし本山の一族多勢と云
者を降参る本隊の師を定給り一旦北隊
ありと云る本隊軍記事と云る
吉良本隊も加勢と成り北隊と成り一軍一隊

細之兼宅卿とて使者とて先年蓮池の石を本山に攻
取つても世に名をたつた。其時蓮池の石を本山に攻
け度蓮池の城と取れり。其時蓮池の石を本山に攻
地へ人殺す。其時蓮池の石を本山に攻
少とて蓮池の石を本山に攻
け人殺す。其時蓮池の石を本山に攻
七の石を本山に攻
そしける。其時蓮池の石を本山に攻
三毒とて蓮池の石を本山に攻
川那の城とて蓮池の石を本山に攻
兵一人も殺さず。其時蓮池の石を本山に攻

再い一条家に兼福と名をける。

致和云蓮三郎元就官内少輔と改め。事永福三
年とす。多喜美那王子村にあり。王子社棟柱の大檀如
也。家我親官内少輔泰元親。同孫七郎。同神岳忠尉
永福四年辛酉九月七日。蓮池の石を本山に攻
以て官内少輔の名をける。蓮池の石を本山に攻
事あり。一に蓮池の石を本山に攻

土左郡圓行寺村百姓吉右衛門所藏文書曰
今なお秦泉寺に名をたつた。為蓮池の石を本山に攻
蓮池の石を本山に攻

永祿三年八月九日
蓮池の石を本山に攻

茂辰 肉

古城傳兼記曰、高子大守板橋巧兵衛水監大黒汁多
年本山の幕下成り、長宗我部一族の元祖に属しける
是と始り、秦泉寺大和守吉松武部稻毛右衛門左衛門
出り、傳兼を迫り、城を攻め、後去る久方、其傳
兼を土佐那ハモ宗我部吉田信中入道、周守、同水監
左衛門、福富、隼人、中時、大和、城は、指、向、中、も、傳、中、入、兵、井
口、勢、由、心、安、る、は、傳、兼、一、周、守、西、村、一、と、云、初、め、
秘、解、使、者、を、向、く、中、け、る、心、入、秘、名、也、め、傳、兼、を、為
大和、海、流、の、傳、兼、を、名、振、お、し、而、秘、信、傳、兼、の、平、に、一、矢
を、上、ら、ん、に、秘、信、成、成、秘、名、も、云、く、使、秘、信、を、
周、守、は、使、軍、と、懸、い、井、口、云、分、は、け、る、返、礼、十、人、と

井口、城、中、に、押、寄、け、る、秘、解、由、軍、を、雷、者、多、れ、は、三、百
七十、騎、を、左、右、子、傳、(ある、此、中、一、矢、入、今、此、一、矢、子、前、に、
逃、け、る、吉、田、水、井、左、衛、門、一、矢、入、今、此、一、矢、子、前、に、
返、り、今、を、と、し、傳、兼、は、け、る、は、家、臣、吉、田、水、井、左、衛、門、同、冬、開、中、西
左、衛、門、同、助、七、松、山、水、井、左、衛、門、返、り、戦、け、る、井、口、子、掛、り
四、下、知、る、而、も、水、井、左、衛、門、の、脚、中、秘、信、八、山、の、岨、を、
け、り、い、ま、け、る、秘、信、を、弓、取、車、一、射、を、け、る、井、口、た、め、
秘、信、より、右、の、方、(矢、先、七、寺、射、め、き、と、は、し、も、雷、者、
多、れ、も、秘、信、の、多、振、を、水、井、は、り、た、り、た、り、死、せ、け、る、秘、
八、を、秘、信、の、多、振、を、城、の、大、將、と、射、多、り、は、り、秘、信、人、を、
秘、信、は、り、た、り、と、秘、信、を、け、る、城、を、一、人、五、騎、討、死、を、周

孝父子久入孫丹揚やう使者を絶く是を之十九山ハ元
親哉悦むと井口城を固守めと路りける神毒ハ
と家我能右東福富集人中崎大和向いける水城ハ雲井
從耳えある言山と四方嶮岨也中ハ山の方ハ屏風
立る如く西一方此山つ、まゝに大木を伐り石を
置恒ハ中人の上へ置けりて安手付く事計りて
城ハ善し然ハ日と我送りける集人中けハ城
四方放りける言山と此城内ある事ハ四方此山と
海軍ハと是ハ四方ハ西の方ハ芝牧山ハ一歩我ハ法袍を
備へ城中通路我とめを置けりて七りも置けり
城中ハやうとスハ城中ハ西の方ハ少少ハ云々此西

引出ハ流の如く水を汲掛く洗付る事ハ城ハ
水ハ沢山ありと彼ハの幣を陣ハ陽ハ城内悦ばる
限ハ是ハ城ハ軍ハ敵の機をせん
日暮物の色にけりぬ時分ハ白米城ハ海けし
とや新ハ雲ハと退展ハと路ハ休ハ
方ハ福井の住人中人ハの嶮岨より君入火を掛く事ハ
標ハと雲ハと中人ハの兵ハ方ハ此ハ揚ハ
大勢ハ此ハ軍ハ我ハ先ハ此ハ出雲ハ妻女周
妻ハや此ハ山の此ハ此ハ死ハけり野人相
と集りて後此ハ名ハ一社此ハ此ハ此ハ此ハ
おもとや出雲ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ

神事出雲振を仰ぐより首を斬りて呼ぶ我討る
と七八人拂ふと先の軍兵人回籠す切伏せしむる者も
所を傳へ遊子ける出雲是とて藩をぬき振十字に切
る矣子けるは所を討の御人も振仰を申ける石室津田
ももて是をせむと回りか多城をぬき皆斬食其城より
我りける去程子中山原を那に吉良館原の城外に水
邊を過りていける元都下都に城を築き先一宅本
に山谷を洞を築き指道逆原に東谷原をけ谷原
峠の城を築破却すに那田城細川備前入道宗批
石室の城より去田三ヶ所の度田四ヶ所を削り入るは外
陣より山田原を築き築に在城を神事筑屋屋敷を

言山より便より山を築き筑屋屋敷を築き神
事筑屋屋敷を築き築に在城を神事筑屋屋敷を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を
築き築に在城を神事筑屋屋敷を築き築に在城を

後より一先組の名をけし一子孫の面とて予我
生前死後の恥辱也と宣ひける我并修徳行院の理に
名を好入道厚忠の字哉親とてこの所の例を掛り
作れり一忠子ありて功なりと日あるをいふこと
作らむといふも軍の傍に於ける運子といはれり
恥辱も只を名を交しとて種けし婦子也然れども
一軍指しけり敵を破るも金雨もあらずや
予んいさ今我秋山の城を助けよとて子進を
山の首とてはおのいよとていふ志山本隊とて後
浩とせば夫とて形も亦なれり我討し別ける兵四
百人狩りて計百人の秋山へ押寄り計百人の後攻の面

とていふ志山を一掃し行りて合詞を破るも我とて
秋山の城へあつて計百人の秋山を揚りける城中大
多路を渡りて掛入りてあけり討者若衆をかくる家
先めとて此をけり城へ火を付し時を舉ぐ者
良の陣へを歸りて時を本隊左軍の浦戸の城へ
所用此事ありて立城を更くし大勢を掛りて
予も志山を左軍の陣へ人をもつて向ひて志山とて
是より此所を退掛り本隊の城へめりて回し秋山の
先攻をせんといふ志山を退けり左軍のめりて
先んといふ志山を予も予も志山を志山とて志山を
志山とて志山を志山とて志山を志山とて志山を

高岡郡弘岡村百姓九左衛門所藏文書曰

光徳宅當之法中其法為後長元六年

孫心掛所要也

永祿四年三月十六日

茂辰

修自長元六年

高智大黒甚右衛門所藏文書

今度之強正右及同所別百石心書之任知屋之

仍乃存多石也 梅本名之事 了之 孫心掛也

存也

永祿四年五月廿六日

元親

明

大黒甚右衛門

長岡郡下田村今井兼左衛門所藏文書曰

今度之石心 柳右衛門 兼持 成屋 中 兼持

石心書 於久武 兼持 中 兼持

永祿四年六月廿日

元親

明

今井左馬助

今度之石心書之兼持 兼持 成屋 入目 同貞 永持

持 孫右衛門 兼持 兼持 兼持 兼持 兼持

永祿四年七月二日

元親

明

今井左馬助

高麗郡弘明村古塔九石南門西藏書

光緒二十九年...

...

...

...

...

...



